

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

### 2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を7%以上にする

女性社員・・・取得率を90%以上にする

#### <対策>

- 令和4年2月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象社員を把握した場合は、制度の周知
- 令和4年4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：年次有給休暇の取得率アップを図る

#### <対策>

- 令和3年 5月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和3年 6月～ 制度導入

目標3：令和4年4月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

#### <対策>

- 令和3年 7月～ 社員へのアンケート調査
- 令和3年 9月～ 各部署毎に問題点の検討・子の看護休暇制度の給与の取り扱いの決定
- 令和4年 4月～ 子の看護休暇制度の広報・周知・実施